

鹿児島市立図書館館内貸出用タブレット端末利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、鹿児島市立図書館（以下「図書館」という。）の利用者の利便性の向上を図るために本市が整備した館内貸出用タブレット端末（以下「タブレット端末」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、利用者によるインターネット上の情報等を活用した調査研究、教養等に資するため、タブレット端末の貸出を行う。

(利用できる情報)

第3条 利用者は、インターネット上の情報等を閲覧することができる。

(利用できる者)

第4条 タブレット端末は、次条の利用申込みをし、使用を認められた者に限り利用することができる。

(利用申込み)

第5条 図書館利用者カードの交付を受けた者が、タブレット端末を利用しようとする場合は、図書館利用者カードを提示し、タブレット端末利用申込書に必要な事項を記入して申込みこととする。

2 小学生以下でタブレット端末を利用しようとする者は、前項による手続きに加え、保護者と来館し保護者の同意を得た場合に限り利用できる。

3 タブレット端末の利用にあたっては、図書館職員（以下「職員」という。）の指示に従わなければならない。

(利用申込み受付時間及び利用時間)

第6条 タブレット端末の利用申込み受付時間及び利用時間は別表のとおりとする。ただし、災害発生時やイベント時など図書館が特に必要があると認めた場合は、これを変更することができる。

(利用場所)

第7条 タブレット端末は、原則として館内の定められた場所で利用することができる。

(禁止事項等)

第8条 端末利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 有料コンテンツの利用

(2) メールの閲覧・送受信（ウェブメールを含む）、チャット、掲示板・SNS等への書込み、ショッピング、ゲーム、その他の発信行為。ただし、図書館が提供するコンテンツの利用はこの限りではない。

(3) ソフトウェアのダウンロード、アップロード及びインストール

- (4) すでにタブレット端末にインストールされているソフトウェアの削除、改変
- (5) システムプログラムの改変及び各種設定の変更
- (6) 外部記憶媒体の使用
- (7) 図書館での閲覧に相応しない、いわゆるアダルトサイト等へのアクセス・閲覧
- (8) 他の利用者及び第三者に迷惑となる行為
- (9) 他の利用者及び第三者の、著作権又はその他の権利を侵害する行為
- (10) タブレット端末等の図書館備品の破損、汚損
- (11) その他、これらに準ずる行為
(不正防止等)

第9条 副館長は、第3条の規定にかかわらず、前項の行為を防止するため、フィルタリングソフト等により、利用者が閲覧できる情報に制限を設けることができる。

(利用の制限)

第10条 副館長は、第8条の禁止事項を守らない者に対し、タブレット端末の利用を制限することができる。

(損害の弁償)

第11条 利用者は、自己の責任においてタブレット端末を利用するものとし、図書館は、タブレット端末の利用から生ずるすべての経済的、法的責任を負わない。

2 禁止事項を守らず、不正行為により図書館および接続先の機器やデータに損害を与えた者(小学生以下の利用者の場合は、その保護者)は、その損害を弁償しなければならない。

(利用料金)

第12条 タブレット端末利用は無料とする。

(本規約の変更)

第13条 図書館は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

付 則

この規約は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第6条関係）

	利用申込受付時間	利用時間
平日 (休館日除く)	午前9時30分から午後4時まで	(1) 午前9時30分から午後5時まで (2) 1人1回につき60分以内。ただし、新たな利用申込者がいない場合には、2回まで利用することができる
土曜・日曜・祝日 (休館日除く)	午前9時30分から午後3時まで	(1) 午前9時30分から午後4時まで (2) 1人1回につき60分以内。ただし、新たな利用申込者がいない場合には、2回まで利用することができる